

公立大学法人三重県立看護大学理事長の選考及び解任手続等に関する規程

平成21年4月1日

規程第40号

[沿革] 平成24年 4月18日一部改正

平成24年 9月12日一部改正

平成26年 9月10日一部改正

平成28年 9月14日一部改正

令和2年3月18日規程第4号一部改正

令和2年6月17日規程第9号一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人三重県立看護大学定款（以下「定款」という。）第10条第9項及び第12条第1項の規定に基づき、公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」という。）の理事長（以下「理事長」という。）の選考、任期及び解任手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の事由及び時期)

第2条 定款第10条第3項に規定する理事長選考会議（以下「選考会議」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときに、理事長の選考を行う。

- (1) 理事長の任期が満了するとき。
- (2) 理事長の辞任の申し出を知事が受理したとき。
- (3) 理事長が欠員となったとき。
- (4) 理事長が解任されたとき。

2 理事長の選考は、前項第1号に該当するときは任期が満了する日の1か月前までに、同項第2号から第4号までに該当するときは速やかに行うものとする。

3 選考会議は、理事長の選考の手続を開始するときは、選考日程その他理事長の選考に関し必要な事項について公示する。

(理事長候補者の要件)

第3条 理事長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、三重県立看護大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者でなければならない。

(理事長候補者)

第4条 理事長候補者は、公立大学法人三重県立看護大学職員就業規則（平成21年規程第18号）第2条第1項に規定する職員（人事交流による派遣受入職員その他の事情を考慮して別に定める職員を除く。以下「職員」という。）5名以上から、選考会議に対して、理事長候補者となる本人の承諾を得て、書面で推薦された者のうち、選考会議により資格認定されたものとする。

2 前項の推薦においては、自らを理事長候補者として推薦できない。

3 第1項の資格認定は、次の各号について行う。

- (1) 理事長就任の意思確認
- (2) 推薦の妥当性
- (3) 理事長としての責務を果たすことができる健康状態

(意向調査の実施)

第5条 選考会議は、理事長の選考に当たり、法人内の意向を調査するため、理事長候補者を対象に、職員による意向調査を実施する。

- 2 意向調査は投票により行い、選考会議は、その事務を行うため、意向調査管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置する。

(選考方法)

第6条 選考会議は、別途定める理事長選考基準に則り、かつ、意向調査の結果も参考にして、理事長の選考を行うものとする。

(選考結果の通知)

第7条 選考会議は、選考結果を速やかに理事長（第2条第1項第2号から第4号までに該当する場合は副理事長）に通知するものとする。

- 2 選考会議は、前項の通知を行った後、選考結果を公表する。

(任期)

第8条 理事長の任期は、新任4年とし、再任を妨げない。ただし、再任は1回に限り、その任期は1年又は2年とし、通算6年を超えることはできない。

(再任の適否の審査)

第8条の2 前条の規定に基づき理事長が再任されることができるときの理事長候補者の選考は、第4条の規定にかかわらず、当該理事長の再任の適否の審査により行うものとする。

- 2 選考会議は、理事長の再任の適否の審査に当たり、当該理事長に対して再任の意思を確認するとともに、理事長の職務に係る業績調書及び所信表明書の提出を求めるものとする。
- 3 再任の適否の審査に当たっては、第5条から第7条までの規定を準用する。
- 4 選考会議は、当該理事長に再任の意思がない場合又は再任を否と決定した場合は、第4条の規定に基づき、改めて理事長候補者の選考を行う。

(解任の申出)

第9条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長の解任を知事に申し出ることができる。

- (1) 理事長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 理事長に職務上の義務違反があるとき。
- (3) 理事長の職務が適当でないため、法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき。
- (4) その他理事長たるに適しないと認めるとき。

(解任請求等)

第10条 選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長の解任について審議を行う。

- (1) 定款第10条第8項に基づき、知事から理事長の解任について選考会議に付すよう選考会議の議長に依頼があったとき。
- (2) 選考会議が前条各号に該当するおそれがあると認めたとき。
- (3) 定款第17条第1項に規定する経営審議会（以下「経営審議会」という。）又は定款第20条第1項に規定する教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）が、理事長の解任請求を議決し、選考会議に対して、解任すべき事由を付した書面により解任請求を提出したとき。
- (4) 職員の3分の1以上に当たる者が、選考会議に対して、解任すべき事由を記載した書面により解任請求を提出したとき。

(弁明の機会の付与)

第11条 選考会議は、前条の審議に当たり、理事長に弁明の機会を与えなければならない。

(審議結果の通知)

第12条 選考会議は、解任に関する審議の結果について、理事長に通知しなければならない。
この場合において、第10条第1項第1号に基づくときは知事に、同項第3号に基づくときは経営審議会又は教育研究審議会に、同項第4号に基づくときは解任請求を行った代表者にそれぞれ通知しなければならない。

(知事への申出)

第13条 選考会議は、理事長の解任を決したときは、知事に理事長の解任を申し出る。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、選考会議の議を経なければならない。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、理事長の選考及び解任手続等に関し必要な事項は、選考会議の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 9 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 6 月 17 日から施行する。